

## ○地域密着型通所介護

利用料金は、利用する時間の長さによって異なります。

下の表が利用者に負担していただく目安の金額です。（「サービス費用」の1割です）

但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

※ 所得により、介護保険サービス利用料利用者負担額が2割又は3割となる場合があります。

要介護度	所要時間					
	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満
要介護1	439円	460円	693円	715円	794円	826円
要介護2	504円	528円	818円	845円	938円	975円
要介護3	570円	597円	945円	975円	1,088円	1,130円
要介護4	633円	663円	1,068円	1,106円	1,236円	1,286円
要介護5	699円	733円	1,196円	1,236円	1,383円	1,439円

※利用者に対し、その居宅と当事業所との間の送迎を行わない場合（ご家族が送迎される場合等）は、片道につき47単位、（1割50円）減額されます。

加算の種類	加算率	算定要件
介護職員処遇改善加算Ⅰ	9.2%	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ、職場環境等要件の全てを満たし、介護職員の賃金の改善等を実施することを満たす場合 ※年度ごとに神戸市への計画書と報告書の提出が必要

※ 算定要件を満たす体制に変更があった場合は、利用料金に変更になることがあります。

項目	利用料	算定要件
入浴介助加算（Ⅰ）	43円 （1日あたり）	入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合。
入浴介助加算（Ⅱ）	58円 （1日あたり）	居宅において入浴ができるようになることを目的に、居宅を訪問し、把握した浴室環境等を踏まえた入浴介助計画の作成と、計画に沿った支援を行った場合。
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	59円 （1日あたり）	機能訓練指導員専従を1名以上配置し（配置時間に定めなし）利用者の居宅を訪問し、ニーズを把握するとともに、居宅での生活状況を把握する。多職種共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成し、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画の進捗状況を説明し、必要に応じて計画の見直し等を行う場合。
個別機能訓練加算（Ⅱ）	21円 （1月につき）	個別機能訓練加算Ⅰに加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けている場合。
サービス提供体制強化加算Ⅱ	19円 （1日あたり）	介護職員のうち介護福祉士が50%以上の場合。

※ 地域区分別の単価（4級地 10.54円）を含んでいます。

## ○介護予防・日常生活支援総合事業

利用者の要介護度	基本料金
事業対象者 要支援1	1か月 1,895円
要支援2	1か月 3,817円

加算の種類	加算率	算定要件
介護職員処遇改善加算Ⅰ	9.2%	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ、職場環境等要件の全てを満たし、介護職員の賃金の改善等を実施することを満たす場合 ※年度ごとに神戸市への計画書と報告書の提出が必要

※ 算定要件を満たす体制に変更があった場合は、利用料金に変更になることがあります。

項目	利用料	算定要件
サービス提供体制 強化加算Ⅱ	76 円 (1 か月) 152 円 (1 か月)	介護職員のうち介護福祉士が 50% 以上の場合。

※地域区分別の単価(4 級地 10.54 円)を含んでいます。

☆その他の利用料

・食事代 750 円 (食材料 600 円・おやつ代 150 円)

※ 上記の他、レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。